

**設立趣旨（案）・規約（案）・  
委員名簿（案）・傍聴要領（案）**

**平成 29 年 1 1 月 1 6 日**

# 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称）

## 設立趣旨（案）

荒川中流部は、日本有数の広大な高水敷を有し、かつての荒川の蛇行形状と自然環境をとどめる旧流路跡や周辺の湿地等により、多種多様な動植物の生息環境を形成しています。その一方で、近年高水敷の乾燥化が進行し、湿地等が減少しつつあります。これらの状況を踏まえ、自然環境の保全・再生に向けた様々な取り組みが進められています。

また、一部地域においては、各主体が役割を分担し連携を図りながら、関東エコロジカル・ネットワークを更に広げていく取り組みが進められています。沿川自治体の中には、都市計画のマスタープラン等各種計画に、エコロジカル・ネットワークの形成や自然環境の保全が位置づけられています。

このことは即ち、私たちの生活を支える生態系サービスの維持・向上をもたらし、自然が有する多面的な機能を享受しうる地域の創造につながるものです。豊かな生態系の指標として、水辺生態系の高次消費者であるコウノトリ・トキを含む地域で注目される生物に着目し、多様な生物の生息可能な環境を保全・再生するとともに、環境と経済の調和を図った地域振興・経済活性化に取り組むことにより、広域連携による人と人の絆を深め、安全・安心できる地域の自立的な発展に貢献することが可能となります。

このため、関東エコロジカル・ネットワークの荒川流域エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを含む地域で注目される生物を指標とする、河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策を推進するとともに、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むことにより、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称）」を設立します。

# 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称） 規約（案）

## （目的）

第1条 関東エコロジカル・ネットワークの荒川流域エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを含む地域で注目される生物を指標とする、河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策を推進するとともに、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むことにより、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、以下の通りとする。

- 一 荒川流域エリアにおける水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 二 荒川流域エリアにおけるエコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 三 荒川流域エリアにおけるエコロジカル・ネットワーク形成による賑わいのある地域振興・経済活性化方策に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## （組織）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （役員）

第4条 協議会に次の役員を置き、第3条第1項に掲げる委員から互選によってこれを定める。

- 一 会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

## （会議）

第5条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に置く。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして協議会において非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、協議会傍聴要領に定める。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表

荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称）  
委員名簿（案）

（敬称省略・学識経験者五十音順）

構成	氏名	団体名等
学識 経験者	浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
	高木 嘉彦	（公財）埼玉県公園緑地協会 埼玉県こども動物自然公園 副園長
	日橋 一昭	（公財）東京動物園協会 井の頭自然文化園 園長
	長谷川 雅美	東邦大学 理学部 教授
関係自治体の長	原口 和久	鴻巣市長
	小野 克典	桶川市長
	現王園 孝昭	北本市長
	飯島 和夫	川島町長
	宮崎 善雄	吉見町長
関係行政機関	梅本 祐子	埼玉県 環境部 みどり自然課長
	林 淳一	埼玉県 農林部 農村整備課長
	秋山 栄一	埼玉県 県土整備部 水辺再生課長
	影山 希世	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長
	古市 秀徳	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長
オブザーバー		行田市
		農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村環境課
		環境省 関東地方環境事務所 野生生物課

◎: 会長

# 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称） 傍聴要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、荒川流域エコネット地域づくり推進協議会規約の第7条第2項の規定に基づき、荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（仮称）（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## （傍聴人）

第2条 傍聴人とは、第4条の規定により協議会を傍聴する者をいう。

## （協議会開催の周知）

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として協議会開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により周知するものとする。周知後、公表内容に変更が生じた場合も同様の方法により周知するものとする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

## （傍聴の申出等）

第4条 傍聴を希望する者は、第3条の規定により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを行わなければならない。

2 傍聴の登録手続きを行った者は、受付にて名簿の確認を行った上で会場に入室するものとする。

## （傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 一 協議会の撮影、録画をしてはならない。  
ただし、協議会冒頭での頭撮りを除く。
- 二 協議会の録音をしてはならない。
- 三 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 五 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- 六 ビラ等の配布を行ってはならない。
- 七 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 九 前各号に掲げるもののほか、協議会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第6条 会長は、傍聴人が第5条の規定に違反した場合には、傍聴人に会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第7条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成29年 月 日から施行する。